

第10次犬山市高齢者福祉計画 第9次犬山市介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

概要版



令和6年3月
犬山市



1 計画策定の背景と位置付け

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。

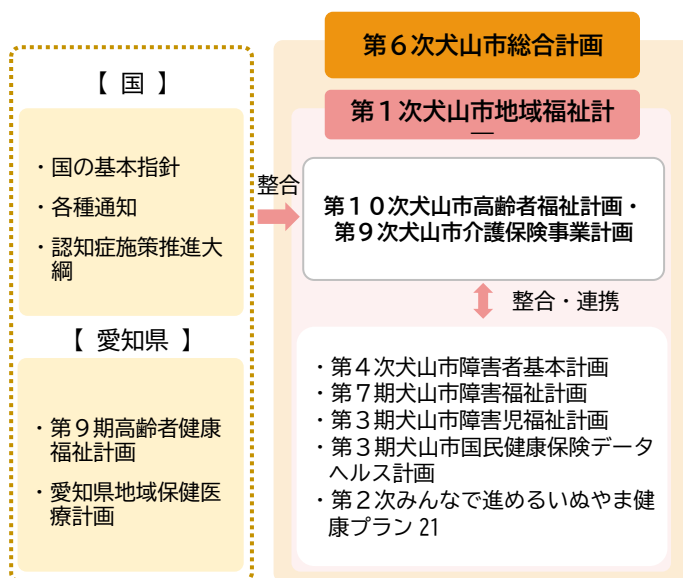
一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービスの必要量を見極めるとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

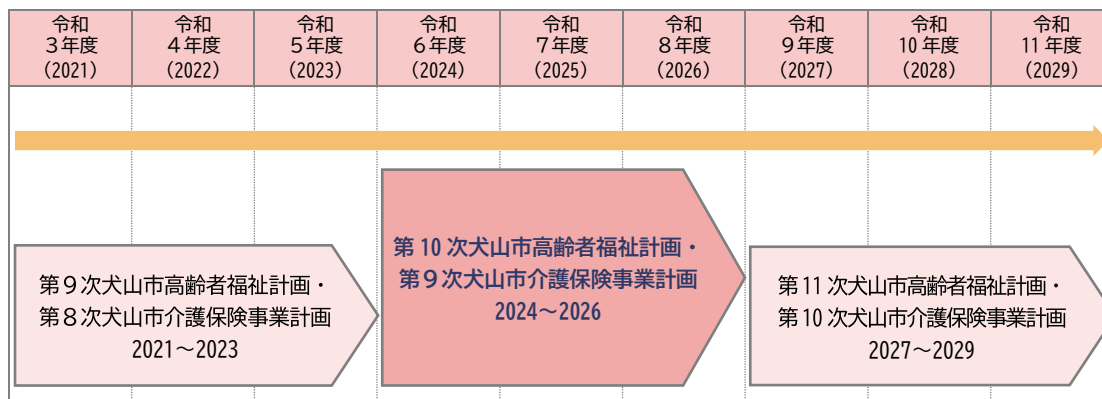
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、本計画は、各福祉分野に共通する事項を定めた上位計画である「第1次犬山市地域福祉計画」に記載の基本理念および目標・施策との整合を図り策定します。



2 計画の期間

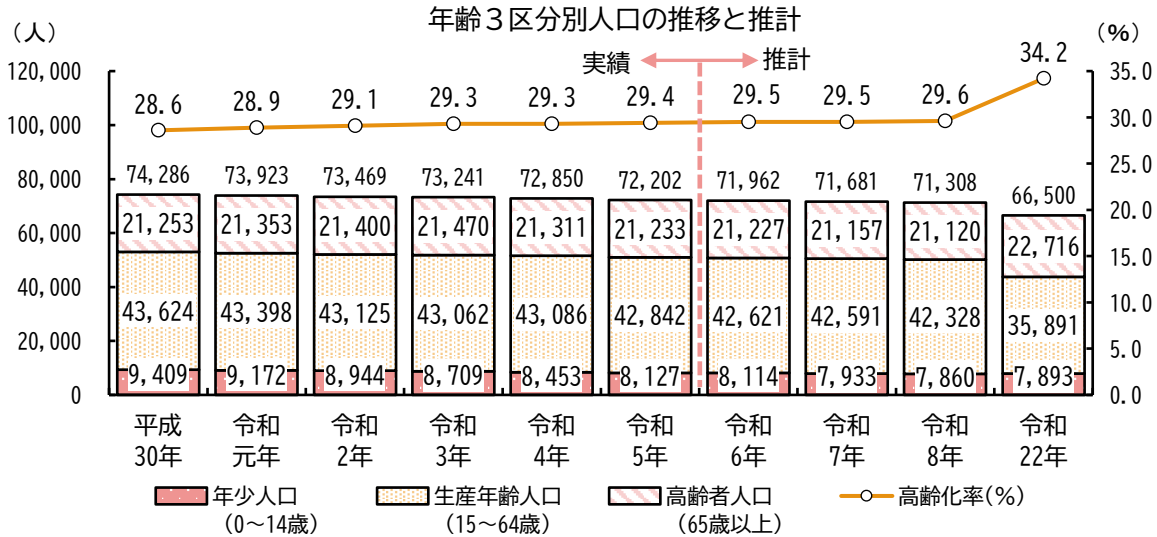
本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



3 人口及び要介護認定状況

(1) 総人口および高齢者人口の推移と推計

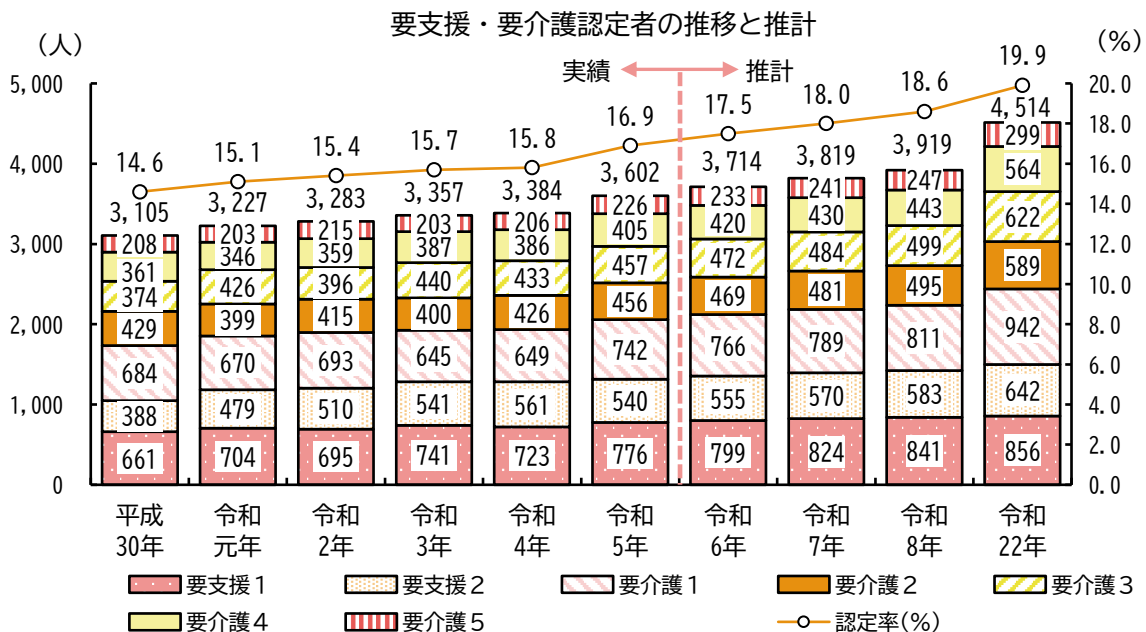
当市の総人口は、年々減少しており、令和5年に72,202人となっています。一方で高齢化率は緩やかに増加し、令和5年に29.4%となっています。また将来推計をみると、今後も総人口は減少を続け、高齢化率は増加していくことを見込んでいます。



資料：実績は住民基本台帳(各年9月末日現在)、推計は第6次犬山市総合計画策定時の推計値より試算

(2) 要支援・要介護認定者の推移と推計

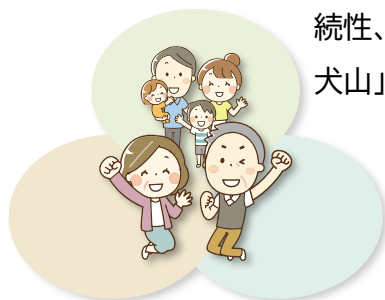
当市の要支援・要介護認定者数は増加しており、令和5年に3,602人となっています。また将来推計をみると、今後も増加していく見通しで、令和22年で4,514人となることが予想されています。認定率をみると、令和5年では16.9%となっており、令和22年には19.9%に増加すると見込んでいます。



資料：介護保険事業報告月報(各年9月末日現在)、推計は介護保険事業報告月報(各年9月末日現在)をもとに過去5年間の認定率の平均で算出
要支援・要介護認定者は2号被保険者数を含む

4 基本理念

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取り組みとの連続性、整合性から前期計画の理念「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」を引き継ぐものとします。



いきいき あんしん
健康長寿のまち 犬山



5 基本目標

基本目標（1） 安心できる暮らしの継続と生きがいがづくり

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら様々な分野で活躍し、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、社会参加や生きがいがづくりを推進していくとともに、高齢者本人の元気の維持につなげていきます。

また、高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを提供します。また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援も行います。

施策	
1. 多様な生きがいがづくりへの支援	○生涯学習事業の推進 ○さくら工場の活用 ○生涯スポーツの推進
2. 就業機会の充実	○シルバー人材センターの活用 ○高齢者活動センターの活用
3. 地域活動の奨励・支援	○老人クラブ活動の促進 ○老人福祉センター・老人憩の家の活用
4. 生活支援福祉施策	○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 ○緊急通報システム事業 ○高齢者タクシー料金助成事業 ○高齢者短期入所事業 ○住宅リフォーム助成事業
5. 在宅介護支援福祉施策	○在宅要介護者介護手当支給事業 ○訪問理髪サービス ○要介護者の家族や家族介護者支援の充実
6. 福祉施設施策	○養護老人ホーム入所措置 ○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握
7. 保健施策	○健康増進のための事業の充実と環境整備 ○生活習慣病発症予防、重症化予防

基本目標（２）

介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防・フレイル予防の取り組みを推進します。

また、医療との連携により継続的に在宅での生活を送ることができるよう支援体制を強化します。併せて、市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能を強化することで、増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応します。

認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実を図っていくとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人財を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

さらに、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

施策	
1. 介護予防・フレイル予防、健康づくりの推進	<p>《一般介護予防サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集いの場の拡充 ○フレイル予防事業 ○健康づくり事業 ○介護予防を担うボランティアの養成 <p>《介護予防・生活支援サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス ○通所型サービス ○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築
2. 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化 ○重層的な支援体制の構築 ○高齢者見守り支援ネットワークの推進 ○避難行動要支援者支援制度の活用
3. 在宅生活を支える体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターの配置 ○地域ケア会議 ○高齢者見守り配食事業 ○介護用品支給事業
4. 認知症施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の認知症に対する正しい知識と理解の促進 ○認知症サポーター養成講座及びサポーターによる地域活動 ○認知症初期集中支援チーム ○見守りGPS購入費助成事業 ○見守りシール交付事業 ○認知症高齢者等個人賠償責任保険
5. 医療と介護の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療介護連携強化への取り組み
6. 高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止のための取り組み ○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用

基本目標（3）

持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを確保しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化に努めます。

施 策	
1. 居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ○訪問看護・介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売 ○居宅介護支援・介護予防支援 ○住宅改修・介護予防住宅改修
2. 施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院
3. 地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型通所介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
4. 介護保険制度の持続可能な運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な要介護認定 ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○福祉用具購入の点検 ○福祉用具貸与の点検 ○介護給付費通知 ○縦覧による給付の整合性確認及び介護情報と医療情報との突合 ○介護サービス相談員派遣事業の推進 ○介護人材の確保と資質の向上 ○災害や感染症に対応する体制の整備 <p>（災害時の施設等支援、事業継続計画等策定の指導・助言）</p>

6 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の推計

単位：円

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費	総給付費	4,883,443,000	4,990,668,000	5,085,511,000
	介護給付費	4,580,217,000	4,667,585,000	4,743,954,000
	予防給付費	303,226,000	323,083,000	341,557,000
	特定入所者介護サービス費等給付額	92,028,017	92,028,017	92,028,017
	高額介護サービス費等給付額	96,114,599	98,000,112	99,885,625
	高額医療合算介護サービス費等給付額	25,639,359	28,277,593	30,915,827
	審査支払手数料	3,262,708	3,389,018	3,515,328
	小計	5,100,487,683	5,212,362,740	5,311,855,797
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	197,076,213	203,711,157	208,548,650
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	132,511,000	135,841,947	139,256,625
	包括的支援事業（医療と介護の連携、認知症施策など）	41,244,000	44,238,756	45,301,573
	小計	370,831,213	383,791,860	393,106,848
計	5,471,318,896	5,596,154,600	5,704,962,645	

(2) 所得段階別保険料（令和6年度～令和8年度）

基準月額（4,783円/月）

所得段階	所得等の条件	保険料	
		負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285※	16,300
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.40※	22,900
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685※	39,300
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.85	48,700
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.00 (基準額)	57,300
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.15	66,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.25	71,700
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.40	80,300
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.55	88,900
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.70	97,500
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×1.80	103,300
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×1.90	109,000
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.00	114,700

※国・県・市の負担により、第1段階の基準額に対する比率を0.455から0.285、第2段階の基準額に対する比率を0.600から0.400、第3段階の基準額に対する比率を0.690から0.685に軽減しています。

※基準月額×12か月×負担割合＝保険料年額（100円未満を切捨）

第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月 発行

犬山市役所 高齢者支援課（市役所本庁舎1階）

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

TEL：0568-44-0326 FAX：0568-44-0364